

別紙

土地改良財産取扱規則（昭和34年6月9日農林省訓令第23号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において「部局長」とは、土地改良法第136条の3の規定により農林水産大臣の権限の委任を受けた地方農政局長（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第45条第1項の規定により地方農政局長とみなされる沖縄総合事務局長を含む。）並びに農林水産省所管国有財産取扱規則別表の左欄第7号、第9号及び第11号に掲げる国有財産のうち土地改良財産であるものにつき、それぞれ同表の右欄に掲げる部局長をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において「部局長」とは、土地改良法第136条の3の規定により農林水産大臣の権限の委任を受けた地方農政局長（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第45条第1項の規定により地方農政局長とみなされる沖縄総合事務局長を含む。）並びに農林水産省所管国有財産取扱規則別表の左欄第8号、第10号及び第11号に掲げる国有財産のうち土地改良財産であるものにつき、それぞれ同表の右欄に掲げる部局長をいう。</p>
<p>(土地改良事業の地域に含めることの承認)</p> <p>第23条 部局長は、その管理し、又は土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良財産である土地（国が所有権以外の権原に基づき土地改良施設の用に供している土地を含む。）について、土地改良法第5条第6項（同法第48条第9項、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第87条の3第7項、第88条第6項及び第18項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。）の規定による土地改良事業の地域に含めることの承認をしようとするときは、次に掲げる事項につきその内容を審査しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(土地改良事業の地域に含めることの承認)</p> <p>第23条 部局長は、その管理し、又は土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良財産である土地（国が所有権以外の権原に基づき土地改良施設の用に供している土地を含む。）について、土地改良法第5条第6項（同法第48条第9項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項（同条第10項において準用する場合を含む。）、第87条の2第6項、第87条の3第6項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による土地改良事業の地域に含めることの承認をしようとするときは、次に掲げる事項につきその内容を審査しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>